

# 市有地(七里区画整理地内)を分譲します

## 20区画・10月8日から受け付け

### 分譲地の概要

昭和五十八年から、市が進めて来た「七里土地区画整理事業」地内の市有地、五、三三三・五五平方メートルを、昨年の保留地公売に引き続き分譲します。

今回の分譲地は、日光温泉の西に当る市有地二十区画です。

ご希望の方は、申し込みの資格や条件などを十分検討のうえ、お申し込みください。

#### ◎所在地

日光市七里四二五番六外

#### ◎位置図参照

#### ◎分譲総面積

五、三三三・五五平方メートル

#### ◎区画割と面積

二〇区画(一区画平均二六九・一七平方メートル)

\*区画割図及び区画別面積表参照

#### ◎分譲価格

一平方メートル当り、

最高 二九、二〇〇円

最低 二七、五〇〇円

\*区画別価格表参照

#### ◎設備の状況

①道路 幅員四・六メートル(全面アスファルト舗装)

②上水道 市上水道により給水。

③下水道 排水は公共下水道により処理。

④公園 七里土地区画整理地内に児童公園三ヶ所

#### ◎交通機関

関東バス→日光・宇都宮線  
東武バス→日光・鬼怒川線  
七里バス停から徒歩で八分

JR日光駅へ徒歩約二十分

#### ◎教育施設

野口小学校へ徒歩及びバスで約二十分。

#### ◎風致地区

この地区は、都市計画法上の風致地区ですので、県風致地区条例による、建築物等への規制があります。

建築物等新築に対する主な規制は、

①建築物の高さ制限 一五メートル以下

②建ぺい率 四〇%以下

③建築物の外壁またはこれに代わる柱の面から、敷地の境界線までの距離制限

(イ)道路に接する部分の後退距離二メートル以上

(ロ)その他の部分の後退距離一メートル以上

④建築物及び工作物の位置・形態・規模・意匠などが、新築される土地及びその周辺の区域における風致と著しく不調和でないこと。

⑤風致を維持するため

の植栽その他、必要な措置を行うこと。

(緑化協定を締結する予定です)

### 資格と条件

#### ◎申込人の資格

①市内居住者か市内の事業所に勤務している方

②住宅を建設するため、宅地を必要としている方

③分譲代金の支払いと、住宅を建てる資金の調達ができる方

④市町村税を滞納していない方

#### ◎分譲の条件

①宅地の引き渡しを受けた日から、五年以内に住宅の建設を完了すること

②宅地は、引き渡しを受けた日から七年以内に、第三者に譲渡または貸し付けし、

